

伊達市飲食業緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により売上が急激に減少している市内飲食業者へ、事業継続のための給付金を支給します。

◆交付対象者（以下の要件に全て該当する市内中小企業者、個人事業主）

(1) 市内の店舗で飲食業を営んでいること

※中小企業基本法に基づく中小企業、個人事業主が対象になります（ただし、みなし大企業を除きます）。

(2) 令和2年11月又は12月の売上が前年同月比で30%以上減少していること

※前年同月に事業を行っていない場合や、令和元年台風第19号により被災し、売上高を比較することが適当でない場合には、令和2年11月又は令和2年12月の売上高が平成31年1月から令和2年12月までの連続する3箇月の平均売上高と比較して30%以上減少していること。

(3) 店舗の営業日が週4日以上あること（ただし、新型コロナウイルス感染症に起因する休業を除く）

(4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組みを実施していること

(5) 伊達市暴力団排除条例の規定に該当しないこと

(6) 市税を滞納していないこと（新型コロナ感染症の影響により市が認めた延納等は除く）

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと

◆給付金の額（基本給付金＋追加給付金）

項目	1店舗当たりの金額
基本給付金	10万円
追加給付金 (市内の店舗が賃貸物件の場合)	$\left[\text{直近に支払った1か月分の家賃} \times \frac{1}{2} \right] \times 2 \text{か月分}$ (千円未満切り捨て、上限10万円)

- 1店舗につき30万円上限です
- 市内に複数店舗を営む事業者は2店舗まで申請できます
- 以下の①、②に該当する店舗は、追加給付金の算定対象外です（基本給付金は申請可能）
 - ① 賃貸人が交付対象者の代表（実質的な経営者を含む）である場合
 - ② 賃貸人が交付対象者と生計を一にする者である場合

◆申請期間

令和3年1月18日（月）～令和3年2月26日（金）（当日消印有効）

◆問合せ・申請先（原則、郵送での申請にご協力ください）

伊達市役所商工観光課

電話：024-573-5632

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市役所 中央棟3階

- 窓口でのご相談は、事前にお電話によりご予約願います。
- 各総合支所、各商工会では受付ができませんのでご注意ください。
- 郵送提出の際は右の送付先を切り取り、宛名としてご使用ください。

伊達市飲食業緊急支援給付金事務局
(商工観光課扱い) 行

◆申請の流れ（必要書類を揃えて郵送にてご提出ください）

申請

- 伊達市飲食業緊急支援給付金交付申請書兼請求書**（様式第1号）
- 市内で飲食業を営んでいることが分かる書類の写し**（営業許可証等の写し）
- 令和2年11月又は令和2年12月の売上高が確認できる書類の写し**
 - ・試算表、損益計算書、勘定元帳、売上台帳、売上明細等のいずれか一つを提出してください。
 - ・申請者が営む事業に関する全ての売上高が確認できる書類の写しを提出してください
- 上記の前年同月の売上高が分かる書類の写し**（確定申告書、決算書 等）
 - ・法人、個人により提出書類が異なります。詳しくは申請受付要領を御確認ください。
- 売上高減少率計算表**（様式第1号 別紙1）
- 伊達市飲食業緊急支援給付金申請内訳書**（様式第1号 別紙2）
- 誓約書兼同意書**（様式第2号）
- 反社会的勢力排除に関する誓約書**（様式第3号）
- 振込口座の通帳の写し**
 - ・給付金を入金する振込み口座の通帳の写しを添付してください。
 - ・金融機関、支店、口座番号、口座名義及び名義人のカナ表示がしてある箇所を提出してください。
- ◆ **追加給付金（賃貸物件の場合）を申請する事業者が提出する書類**
 - 賃貸借契約書の写し**
⇒ **契約書がない場合には、家賃等証明書**（様式第1号 別紙3）
 - 直近の家賃支払いを証明できる書類の写し**
⇒ **家賃の領収書等がない場合には、家賃等支払証明書**（様式第1号 別紙4）
- ◆ **前年に事業を行っていない場合や令和元年台風第19号により被災し、売上高を比較することが適当でない場合**
 - 売上高減少率計算表（別紙1）の「売上高が減少した期間」の売上高が確認できる決算書、帳簿等の写し
 - 令和元年度台風第19号に係る被災（罹災）証明書の写し

【お願い】 提出の前に、交付申請書類確認シートにチェックを入れ、確認シートを申請書につけて提出してください。

交付決定

交付決定通知書（様式第4号）を送付いたします。
不交付の場合は、不交付決定通知書（様式第5号）を送付いたします。

支払

申請者の指定口座（申請者と同一名義の口座）に振付いたします。

◆ **問合せ先 伊達市産業部商工観光課**
〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地 024-573-5632